

各位

2020年9月23日

放射線取扱主任者

先端加速器試験棟（ATF）における RI 法等施行規則第 22 条の 3 適用について

先端加速器試験棟(ATF)において、RI 法等施行規則第 22 条の 3 項に基づき、下記の期間、下記の管理区域を管理区域でないものと見なし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行うことをお知らせします。

1. 期間 2020年9月23日～2021年1月8日
2. 場所 先端加速器試験棟（ATF）（図1の黄色のエリア。赤色の区域は適用外であり管理区域が維持

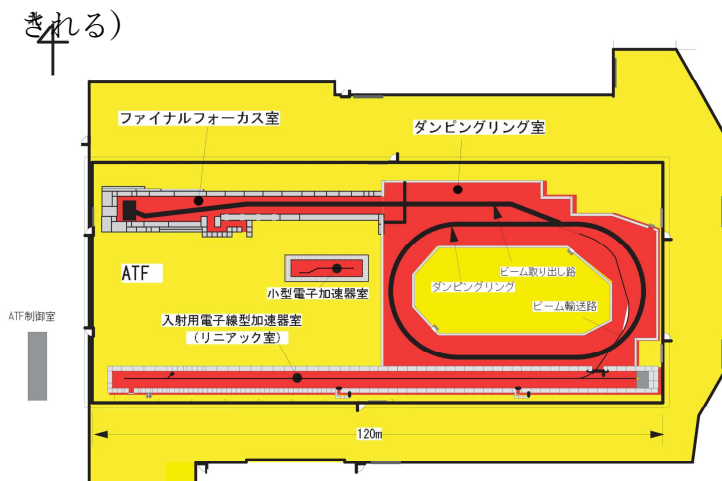


図1 先端加速器試験棟の適用エリア

配布先

機構長

（管理局）施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室

（素核研）所長、副所長、事務室

（加速器）施設長、各主幹、事務室

（物構研）所長、副所長、事務室

（共通）施設長、各センター長、事務室、放射線受付

（担当者）当該発生装置管理責任者、同作業責任者、各区域放射線担当者、管理室員